

～ 減免申請書ご利用のお客さまへ ～

かごしま水族館のご利用ありがとうございます。
当書式のご利用については事前に該当する施設様であるか審査いたしますので、お手数ですが2枚目の書式にご記入後FAX送信をお願いします。

記載例〔各種施設用〕

かごしま水族館 FAX 099-223-7692

請書

鹿児島市長 殿

申請年月日	平成 年 月 日
住 所	
団 体 名	
代表者氏名	園長 印

法に定める別紙一覧表の施設でなければ減免の対象となりません。どの施設に該当するかを記載して下さい。

〔（例）身体障害者更生施設〕

公印を押して下さい。

次のとおりかごしま水族館の入館料の減免を申請します。

（個人印不可）

利 用 年 月 日	平成 年 月 日		
減 免 申 請 の 理 由	教育課程に基づく学習活動として利用するため 2 その他 どちらかに をして下さい。2の場合「施設の入所者の園外活動」等具体的に記載して下さい。		
引率者は施設の職員が対象	区 分	減 免 申 請 者 数	減 免 対 象 者 数
	引 率 者	人	
	入 所 者（通 所 者）	人	
	年 間 パ ス ポ ー ト 所 有 者	人	
	合 計	人	

太線の中だけ記入してください。

減免対象者数は記載しないで下さい。

次のとおり入館料を減免します。

基準額	円	減免額	円	徴収額	円
-----	---	-----	---	-----	---

この申請書は、事前にFAX（099-223-7692）で送付して、減免となるかどうかを確認して下さい。

この申請書の原本は、入館当日、窓口に提出して下さい。

付き添いの父兄等は、減免の対象にはなりません。ただし、障害者手帳や療育手帳などをお持ちの方1人につき、付添人1名がそれぞれ入館料免除になりますので、窓口に提示して下さい。

（障害者手帳は1～3級、65歳以上は4級まで）

年間パスポートは、入館当日、窓口で提示して下さい。

様式第1（第5条関係）

かごしま水族館入館料減免申請書

鹿児島市長殿

申請年月日	平成 年 月 日
住 所	
団 体 名	
代表者氏名	印

次のとおりかごしま水族館の入館料の減免を申請します。

利 用 年 月 日	平成 年 月 日		
減 免 申 請 の 理 由	1 教育課程に基づく学習活動として利用するため 2 その他		
利 用 者 内 訳	区 分	減 免 申 請 者 数	減 免 対 象 者 数
	引 率 者		
	合 計		

※ 太線の中だけ記入してください。

次のとおり入館料を減免します。

基準額	円	減免額	円	徴収額	円
-----	---	-----	---	-----	---

かごしま水族館 入館料減免施設一覧表

1.【個人】 手帳等を窓口で提示

手帳等の種別	入館料の減免措置
身体障害者手帳	本人の入館料を全額免除
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
鹿児島市発行の友愛特別乗車証（友愛パス）又は友愛タクシー券	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書、保健手当証書	
鹿児島市、熊本市、福岡市在住で70歳以上であることを証明する書面（免許証等）	本人のみ5割減額（入館料：750円）
身体障害者手帳（1～4級、ただし4級は65歳以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、鹿児島市発行の友愛特別乗車証（友愛パス）又は友愛タクシー券	付添人1名の入館料を全額免除

2.【施設等】 いずれも校長や園長または施設長の公印を押印した「減免申請書」（所定様式）を窓口で提出

施設名	根拠法令	入館料の減免措置	
全施設	特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）	学校教育法	入所（通所）者と引率者の入館料を全額免除
	児童発達支援を行う事業所、放課後等デイサービスを行う事業所	児童福祉法	
	障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設		
	生活介護を行う事業所、自立訓練を行う事業所、就労移行支援を行う事業所、就労継続支援を行う事業所、施設入所支援を行う施設	障害者自立支援法	
	心身障害児総合通園センター	心身障害児総合通園センター実施要綱	
鹿児島市、熊本市、福岡市内の施設	幼稚園及びこれに類する施設、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）	学校教育法	入所（通所）者の入館料を5割減額、引率者の入館料を全額免除
	保育所その他保育施設、母子生活支援施設（母子寮）、児童養護施設、児童自立支援施設（救護院）、児童館、児童クラブ	児童福祉法	
	救護施設、更生施設、授産施設	生活保護法	
	婦人保護施設	売春防止法	
	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）	老人福祉法	
市外	保育所その他保育施設、幼稚園及びこれに類する施設、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）	児童福祉法、学校教育法	児童の入館料を2割減額（団体料金）、引率者の入館料を全額免除
大学、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）、小学校、幼稚園及びこれに類する施設、保育所その他の類する施設、母子生活支援施設（母子寮）、児童養護施設、児童自立支援施設（救護院）、児童館、児童クラブ、救護施設、更生施設、授産施設、婦人保護施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）、老人保健施設、介護保険法に規定する通所サービスを行う施設（デイケア、通所リハビリテーション）			引率者の入館料を全額免除